

月の事より



令和5年2月 No.106

御所の湯 正月風景

十一月定例会

(12月21日)

区 議 會

5千円を追加し、予算の総額を
5億201万8千円とするもの
です。

城崎町湯島財産区営温泉浴場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

城崎町湯島財産区営温泉浴場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例は賛成多数で可決しました。本案については、コロナ禍の影響等で悪化した財政状況を改善するため、入浴料等の改定を行うものです。

一般入浴料、割引团体入浴料、

1日入浴料等、温泉使用料（人員）を引き上げる改正を行いました。また、住民入浴料、市民入浴料の一部も引き上げています。

（改定後の入浴料は3ページの一覧表参照）

城崎町湯島財産区議会基本
条例制定について
(委員会提出)

城崎町湯島財産区議会基本
条例制定については、議会改革に関する特別委員会から提出され、賛成多数で可決しました。

本案は、城崎町湯島財産区議会の役割や運営原則、議員の役割や責務等の基本的事項を定め、議会の使命を果たすことにより、区民福祉の向上と区の発展に寄与するために制定されたものです。

令和4年度豊岡市城崎町湯島財産区特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり賛成多数で可決しました。

歳入歳出予算にそれぞれ99万



しつもん

12月の定例会では、次のように一般質問を行いました。質問及び答弁の趣旨は区議会広報委員会で編さんされたものです。

城崎温泉供給条例別表第2備考第2項の表について

問 大将議員

城崎温泉供給条例別表第2備考第2項の表には、4者について最低責任使用量の加量が規定されています。この加量については、何に対しての権利や補償として加えられているのか根拠を示して頂きたい。

また、この加量は土地に付随するものなのか、個人もしくは会社に付隨するものなのか。権利を他の者に譲ることができるものなのか、ご説明いただけます。

答 関貫管理者

昭和初期から始まる内湯訴訟事件は、昭和25年の和解により、私有泉源を有する者が、それを利用することが出来るにもかかわらず、利用する権利を放棄したことにより解決しました。

令和5年度の養老会について意見交換を行いました。
市民入浴券の特例条例改正について意見交換を行いました。
観光DXの取り組みについて説明を受け、意見交換を行いました。

▼その他

これらの権利放棄に対する補償にかかるものとして、最低責任使用量に加量されています。

また、この加量の権利の帰属先ならびに他者への譲渡については、現在の城崎温泉供給条例だけでは判断が困難であるため、弁護士等の有識者の知見を仰ぎ、判断していくことになると思いま

委員会の「う」き

総務財産 常任委員会

(9月30日、11月30日)

▼料金改定の検討について

約2年半に及ぶコロナウィルス蔓延による外湯入浴客数の激減による財政状況の悪化について内容を確認し、今後の收支状況のシミュレーションを策した上で料金改定案の検討を行いました。



和を含めて協議を進めたが、調査研究を継続的に行うことで意見の一 致をみました。

温泉 常任委員会

(11月10日)

▼城崎温泉供給条例について

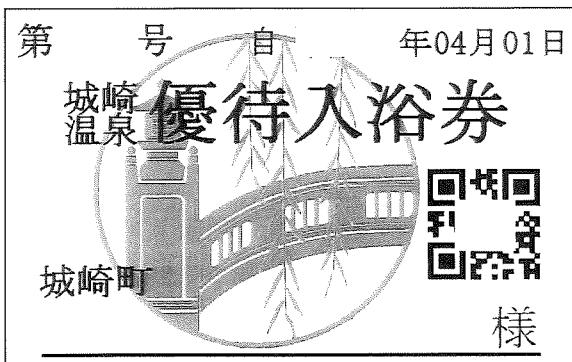
当局からの資料に基づき、揚湯量と配湯量から割り出した才一バーフローワーが需要です。城崎温泉の供給の在り方について様々な意見を交換しました。宿泊施設の客室の浴槽に温泉を供給することへの是非を中心、城崎温泉供給条例の緩和を含めて協議を進めたが、調査研究を継続的に行うことで意見の一一致をみました。

ので、紛失、破損等には十分注意下さい。

(3) 紛失、破損等により使用できなくなつた方

↓城崎温泉課で再発行いたしますが、再発行に係る実費負担(500円)が必要です。詳しくは、城崎温泉課(電話321-0117)にお問い合わせください。

優待入浴券の見本



温泉審議会について

温泉審議会は、城崎温泉利用条例に基づき、温泉源保護のため、湯島、今津及び桃島区域において温泉を掘削、利用すること等について、市長が認否を決定するための諮問機関です。この温泉審議会委員は、区議会議員、財産区域内の住民及び兵庫県知事に推薦された者の8人で組織されています。

温泉を湧出させる目的以外でも、湯島、今津及び桃島区域で家屋の改築、新築等のため、地下2メートル以上の掘削等を行う場合は、事前に届け出が必要となります。詳しくは、豊岡市大交流課(電話211-9016)にお問い合わせください。

区議会の「う」き

(事務局)

11月 10日 温泉常任委員会

12月 9日 議員全員協議会

1月 23日 (定例会)

2月 21日 湯島財産区議会

3月 13日 広報委員会

【お願い】
外湯でご入浴の際には、必ず優待入浴券をご持参ください。
お持ちで無い場合は、有料での入浴となりますので、ご注意下さい。

(事務局)

湯の華だより

城崎町湯島財産区営温泉浴場（外湯）の料金改定

施行日：令和5年4月1日

※今回改定のない券種についても、今後改定される場合があります。

<入浴料>

券 種		区 分	現 行	4/1 改定後	
一般入浴料	さとの湯	大人	800円	改定なし	
		子ども	400円	改定なし	
	鴻の湯、まんだら湯 御所の湯、一の湯 柳湯、地蔵湯	大人	700円	800円	
		子ども	350円	400円	
一日入浴料		大人	1,300円	1,500円	
		子ども	650円	750円	
住民入浴料	通 常	大人	110円	120円	
		子ども	60円	改定なし	
	障害者	大人	55円	60円	
		子ども	30円	改定なし	
	母子家庭 父子家庭	大人	55円	60円	
		子ども	30円	改定なし	
市民入浴料	浴場販売分	大人	420円	改定なし	
		子ども	210円	改定なし	
	ICカード利用	大人	350円	360円	
		子ども	180円	改定なし	
障害者入浴料		大人	420円	480円	
		子ども	210円	240円	

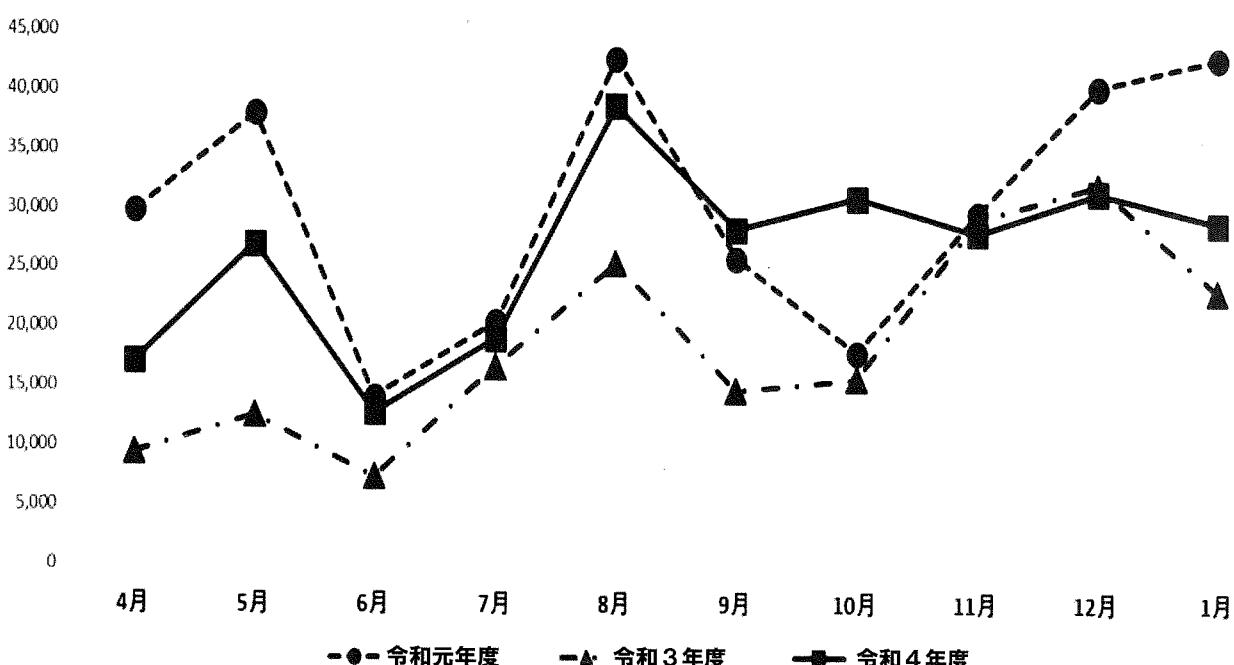
<温泉使用料(人員)>

対象区域	区 分	現 行	改定後
湯島区域宿泊施設	大人	210円	280円
	子ども	105円	140円
今津・桃島区域宿泊施設	大人	230円	300円
	子ども	115円	150円

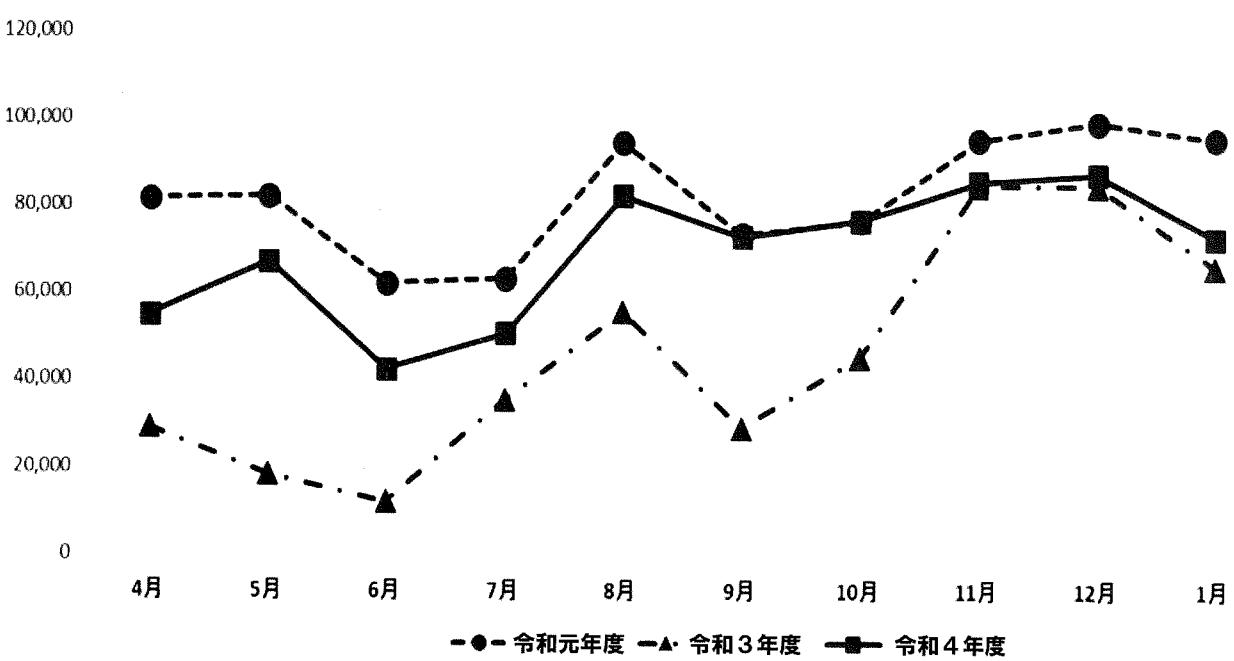
※温泉使用料(人員)は3月分は現行料金、4月分から新料金です。

湯の華だより

日帰り入浴者数推移（単位：人）



宿泊入浴者数推移（単位：人）



ます。

今後も私たち議員は、城崎温泉の発展のために区民の皆様のご意見をお聞かせいただきながら議論を深めていきたいと思います。

湯の華だよりでは、定例会ごとに議会の動きをお伝えしています。文字数の制限がある中で簡潔にわかりやすい紙面づくりを心がけてきました。現在の編集委員での湯の華だよりの発行は今号で最後となります。が、引き続き、よろしくお願いいたします。

今年は、城崎町湯島財産区議会議員選挙の年です。

この4年間を振り返ると、消費税10%への対応、「御所の湯」浴室木部材の腐朽による大幅な減少などが財政に大きな影響を与えるました。

それに対応するため、浴場整備基金、財政調整基金の取り崩しを行ってきましたが、財産区の財政は厳しい状況にあります。

編集後記